

水だより



水都(MITO)ちゃん

平成28年3月15日発行

発行 長岡京市上下水道部

長岡京市開田一丁目1番1号

給水人口 80,619人

(平成28年2月1日現在)

給水量 7,929,563m³

(平成27年4月～平成28年1月)

下水道普及率 99.7%

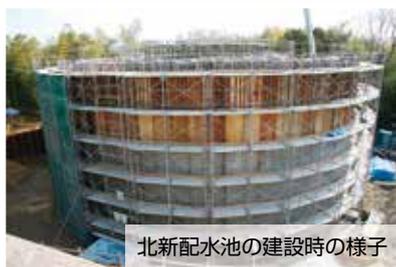
(平成28年2月1日現在)

災害に強い

ライフラインを目指して



まもなく供用開始となる北新配水池



北新配水池の建設時の様子



水道管布設工事の様子

～東日本大震災から5年～

いつ起きるか分からない災害。普段からの備えにより、その被害を少しでも抑えることができます。上下水道部では、日頃から命の水を守るとの思いで事業に取り組んでいます。

東日本大震災では、被災地において数多くの水道施設が損傷したと報告されています。本市では、震災前より耐震化事業を進めていましたが、改めて優先事項を見直す契機となりました。

震災時、給水拠点となる配水池の耐震化は、北新配水池の完成によりほぼ達成します。今後も安心・安全な水を安定的に供給するため、引き続き、基幹管路をはじめ各水道施設の耐震化を進めていきます。

主な内容

- 給水工事の基準が変わります
- 給水区域切り替えは4月以降に
- 水道の使用開始や中止の手続き
- 鉛製給水管ゼロを目指して
- 予納金を返還しています

平成28年
4月1日から



給水工事の基準が 変わります

平成28年4月1日以降の給水工事申請受付分から、建物の新築や建て替えなどにかかる分岐プール額の単価を見直し、給水装置の撤去に係る分岐プール額を新たに設けます。また、給水管の口径決定の基準が変わります。

分岐プール額制度とは

分岐プール額制度とは、給水装置（道路の水道本管から宅地内のメータまでの引き込み管）の新設や撤去工事を行う際に、道路の状態や水道本管の埋設位置による工事費用の増減に関係なく、給水申込者が、定額の費用を市に支払い、工事事業者が工事を行う制度です。市は、実際にかかった費用を工事事業者に支払います。

建物の新築・建て替えによる分岐プール額単価の見直し

市から工事事業者へ支払う費用単価は、毎年見直しを行っています。給水申込者が市へ支払う分岐プール額単価は、平成13年度（消費税税率改定分を除く）から見直しを行っていません。そのため、収支バランスが崩れており、収支状況の改善が必要であるため、15年ぶりに単価の見直しを行うこととなりました（下表参照）。

撤去に係る費用の新設

市が水道本管の維持管理を行う必要があることから、撤去工事の工法

を変更しました。また、費用負担の公平性を図るため、工事費用の増減に関係なく、給水申込者に、定額の費用をご負担いただくこととなりました。

口径決定の基準の変更など

給水管の口径決定に必要な基準を見直しました。また、給水工事を行う際の水道料金前納制度を原則廃止し、後日に精算する方法に変更します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お客様窓口課までお問い合わせください。

■建物の新築・建て替えによる分岐プール額 (抜粋、税込)

口径（ミリ）	舗装道	砂利道
13・20	311,040円	185,760円
25	370,440円	235,440円
40	989,280円	568,080円

【市ホームページ→くらし→上・下水道→水道・下水道の工事→平成28年4月から給水工事の基準が変わります】

☎ お客様窓口課 給水係 (☎955-9728)

お詫び

職員の収賄による逮捕・

起訴について

昨年12月に上下水道部職員が収賄容疑により逮捕、起訴され、市民の皆様には多大な御迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。皆様の信頼を損なう行為をしたことは、大変申し訳なく、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事件は、水道関連の工事にあたり、請負業者から賄賂を受け取った疑いがあるというものです。現在、事件の詳しい内容や発生の背景などについて、調査委員会での全容の解明に努めているところですが、押収された関係書類の多くが返却されていないことなどから、真相解明に時間を要しています。あわせて、上下水道部では、昨年12月と今年2月に、倫理意識の徹底と再発防止に向けた倫理研修を行いました。

今後も、職員全員が襟を正し、公平公正な事業運営に全力で取り組むよう改めて徹底を図ってまいりますと存じます。

変更 給水区域切り替えは4月以降に

前号の水だよりでお知らせしていました北給水区域の切り替え作業は、工事の進捗に合わせて4月以降に変更となりました。

詳しい日程などは決まり次第、市ホームページや自治会の回覧でお知らせします。また、給水区域の切り替え対象となる世帯にはチラシを配布します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



問 水道施設課 施設係 (☎958-2172)

給水装置や排水設備の新設などは指定工事業者へ

市指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者を追加

給水装置や排水設備の新設や改造・修理などをするときは、必ず本市指定の給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者へお申込みください。

事業者名	(有)石田電機工業所
住所	京都府木津川市加茂町大野大野37
電話番号	0774-76-2302
取扱業務	上水道、下水道

※市指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者は、市ホームページをご覧ください。

【市ホームページ→暮らし→上・下水道→水道・下水道の工事→水道・下水道指定工事業者】

問 お客様窓口課 給水係 (☎955-9728) 排水係 (☎955-3145)

原水及び浄水水質検査結果(抜粋) 採水日 平成27年9月7日

検査項目	混合原水	浄水
	東第2浄水場	東第2浄水場
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (基準値: 0.04mg/L 以下)	0.004mg/L 未満	0.004mg/L 未満
トリクロロエチレン (基準値: 0.01mg/L 以下)	0.001mg/L 未満	0.001mg/L 未満

注1 混合原水とは、複数の井戸から汲み上げて浄水場に集まってきた水で、水質基準値に規定はありませんが、水質内容の比較のため表示しています。

注2 測定値における「～未満」表示は、検査結果数値が、水質基準値の1/10未満の場合です。

水道の使用開始や中止の手続き

窓口のほか電話やインターネットでも手続きいただけます。

窓口や電話の場合

使用開始や中止を希望する日の1営業日前(平日の午前8時30分～午後5時)までにお申し込みください。

インターネットの場合

使用開始や中止を希望する日の3営業日前までにお申し込みください。

■必要事項

- ①使用開始または中止する場所の門標番号(右写真)か住所
- ②使用者の氏名
- ③電話番号
- ④開始または中止の希望日
- ⑤納付書の送付先



次の場合は、窓口までお越しください。

■使用開始

使用する場所の番地が分からない、新築住宅地などで場所が分かりにくい場合

■使用中止

平成18年3月31日以前に使用開始した人で、予納金の返還が済んでいない場合



水道は、使用しなくても準備料金(基本料金)がかかります。転出や長期不在の場合などはご連絡を!

問 お客様窓口 (☎955-9540)

水質管理体制について

「安全で良質な水」をみなさんにお届けするため、水質検査項目と検査頻度などを水質検査計画で定め、各給水区域のご家庭のじゃ口(給水栓)や浄水場・取水井戸で水質検査を行っています。

これに加えて、市内5カ所に自動水質監視装置を設置し、24時間連続して測定を行い、水質監視の強化に努めています。

また、水質検査計画の内容や検査結果については、ホームページで公表しています。

鉛製給水管 **ゼロ** を目指して!

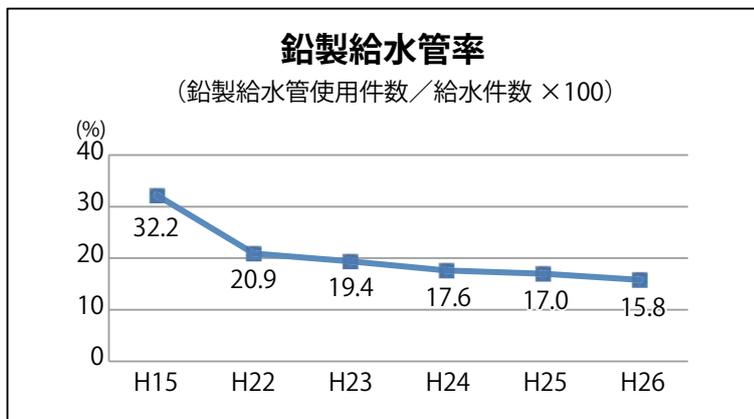
～早期解消に向けての取り組み～

■鉛製給水管の使用状況

鉛製給水管（以下、鉛管）は、管の内側に錆が発生せず、柔軟性が高く、施工が容易なため1980年代後半まで全国で使用されてきました。本市でも、1989（平成元）年7月までは道路に埋設している水道本管から各家庭の水道メータ付近までの水道引き込み管（口径13ミリメートルから25ミリメートル）で鉛管を使用してきました。しかし、旅行などで長期間水道を使用しない時などに、鉛管から鉛が水中に溶け出す場合があるため、本市では1989（平成元）年8月から水道引き込みの新規申込分については、HIVP（硬質塩化ビニル管）を使用しています。

■早期解消に向けて

既に埋設している鉛管については配管工事や給水管の移設工事等に合わせて取替を行っています。現在、1989（平成元）年以前の鉛管の状態となっている割合は、緩やかではありますが解消に向けて進んでいます（下図参照）。早期解消に向けてみなさまのご理解、ご協力をよろしく申し上げます。



※グラフの数値は年度当初の件数による算出値。

朝一番の水は飲み水以外に!

鉛管を使用しているご家庭では、朝一番に水道を使う場合や旅行などで長期間水道を使わなかった場合は、念のため、バケツ一杯程度（約10リットル）の水は、飲料用以外の用途にご使用になることをおすすめします。

問 お客様窓口課 給水係 (☎955-9728)
水道施設課 維持係 (☎958-2069)

ホームページで公開中!

『下水道事業』の法適化

公共下水道事業では、平成29年4月1日から地方公営企業法による公営企業会計が適用となるため、開始に向けた準備を進めています。これまでに「水だより」でお知らせした内容も含めて、市ホームページで法適化に関する情報を公開しています。インターネット環境がない場合は、市役所本庁ほか市内19カ所に設置のキヨスク端末をご利用ください。

【市トップページ→くらし→上・下水道
→下水道事業→地方公営企業法適用に
に向けた取り組み】

問 総務課 下水道係 (☎955-9714)



予納金を返還しています

予納金とは、水道の開栓時にあらかじめお預かりしていたお金のことです。この制度は、平成18年4月1日に廃止しました。制度の廃止に伴い、平成19年3月28日に開栓中の人を対象に予納金返還を行いました。

返還の手続きがお済みでない人は、ご連絡ください。

問 お客様窓口 (☎955-9540)

ご意見、
お問い合わせは
上下水道部総務課へ

電話 075-955-9538 ホームページ <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>
ファクス 075-951-2200 メールアドレス suidou@city.nagaokakyo.kyoto.jp